「国と地方の協議」(平成26年春)新たな規制の特例措置に関する協議結果

内閣府地域活性化推進室

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題	回数	担当省庁の見解 【担当省庁の見解における対応欄内容】 A－1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施　A－2：全国展開で実施　B：条件を提示して実施　C：代替案の提示 D：現行法令等で対応可能　E：対応しない　F：各省が今後検討　Z：指定自治体が検討								指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解　b：条件付き了解　c：受け入れらない　d：その他		内閣府整理 【整理フラグ欄内容】 ⅰ：取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ⅱ：取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの ⅲ：現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの ⅳ：自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの ⅴ：一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの ⅵ：国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 （自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む）	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
京都市地域活性化総合特区	1941	クリエイター志望留学生が特区内においてコンテンツ制作に従事する場合の就労要件緩和	総合特区内の拠点でのクリエイティブな就労に限り、許可手続きを簡素化するとともに、週28時間以内という労働時間制限を撤廃	世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造	1回目	法務省	入国管理局総務課企画室	出入国管理及び難民認定法第19条第2項 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項	E	－	－	在留資格「留学」が規定する本邦で行うことができる活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項は、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるもの。	留学生が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容等を審査した上で問題がなければ、包括許可（1週28時間以内（教育機関の長期休業期間にあっては、1日8時間以内））の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いが行われているところ、まずは現行制度の利用を検討されたい。 包括許可に該当しない資格外活動許可は、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合に、本来の活動を阻害しない範囲内で認めているものであり、京都地域活性化特区の要望の趣旨が、クリエイター志望留学生がコンテンツ制作に従事する場合であれば、個々の資格外活動許可申請において本来の在留活動（学業）を阻害しないことを申請者（留学生）が証明しなくても、資格外活動許可を受けられる措置を求めるものであれば、在留資格制度及び資格外活動許可の制度の趣旨から、提案は認められない。	d	留学生の資格外活動について、現行制度での対応について検討を深めるとともに、コンテンツ制作に関する留学生の資格外活動許可申請の具体的事例について把握に努め、論点を整理した上で、再度協議をお願いしたい。	法務省からコンテンツ制作に従事する留学生の資格外活動について包括許可の時間制限の撤廃は認められないとの見解が示されたことから、一旦協議を終了するが、自治体はコンテンツ制作に従事する留学生の資格外活動許可申請の具体的事例の把握に努め、さらに検討を行った上で、次回以降に法務省と改めて協議を行うこと。	V
					2回目												
					1回目	厚生労働省	職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課	出入国管理及び難民認定法第19条第2項 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項	E	－	－	在留資格「留学」が規定する本邦で行うことができる活動は、本邦の大学、高等専門学校等の機関において教育を受ける活動であるところ、出入国管理及び難民認定法第19条第2項及び出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項は、本来の在留活動である学業に支障のない等の一定の範囲で、留学中の学費その他必要経費を補う目的で行うアルバイト活動を例外的に認めるもの。	留学生が、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別に資格外活動許可申請を行った場合には、その活動内容等を審査した上で問題がなければ、包括許可（1週28時間以内（教育機関の長期休業期間にあっては、1日8時間以内））の範囲を超える就労時間であっても個別に許可する取扱いが行われているところ、まずは現行制度の利用を検討されたい。 包括許可に該当しない資格外活動許可は、雇用先、就労時間及び就労内容等を明らかにして個別の申請を行った場合に、本来の活動を阻害しない範囲内で認めているものである。京都地域活性化特区の要望の趣旨については、クリエイター志望留学生がコンテンツ制作に従事する場合に限り、個々の資格外活動許可申請において本来の在留活動（学業）を阻害しないことを申請者（留学生）が証明しなくても、資格外活動許可を受けられる措置を求めるものと理解するが、在留資格制度及び資格外活動許可の制度の趣旨から、提案は認められない。	d	留学生の資格外活動について、現行制度での対応について検討を深めるとともに、コンテンツ制作に関する留学生の資格外活動許可申請の具体的事例について把握に努め、論点を整理した上で、再度協議をお願いしたい。	厚生労働省からコンテンツ制作に従事する留学生の資格外活動について包括許可の時間制限の撤廃は認められないとの見解が示されたことから、一旦協議を終了するが、自治体はコンテンツ制作に従事する留学生の資格外活動許可申請の具体的事例の把握に努め、さらに検討を行った上で、次回以降に厚生労働省と改めて協議を行うこと。	V
					2回目												
京都市地域活性化総合特区	1942	電子教科書・教材に教育・学習用コンテンツを掲載する際の著作権制限措置の適用	京都府内（市内）での利用については、府知事（市長）又は教育委員会の許可を得たデジタル教材は、検定を受けた教科書と同等程度に著作権法第33条の著作権制限を適用する規制緩和	世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造	1回目	文部科学省	文化庁長官官房著作権課	著作権法第33条	E	－	－	著作権法は、著作物等の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的としており、同法第33条は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、公表された著作物は著作権者の許諾が無くとも教科用図書に掲載できることとし、掲載した者は補償金を著作権者に支払わなければならないこととしている。	・著作権法は私人の財産権である著作権等について定める法律であって、著作物の利用を規制（禁止）するものではなく、著作権者以外の第三者は、著作権者から許諾を得ることで、著作物を利用することができる。 ・左記のとおり、教科用図書ではないデジタル教材については、現行著作権法上、著作権者の許諾なく著作物を掲載することはできないこととされており、今回の提案は著作者の正当な利益を不当に害するおそれがあることからも、対応が困難である。 ・なお、仮に今回の提案を採用したとしても、著作権者に対して一定の補償金を支払うことが必要となるところ、補償金の額を決めるためには著作権者との調整等が必要となると考えられるため、著作権者から許諾を得るための手続と、特例を設けて教材を作成する際の手続に係る労力は変わらない。	d	本提案は学校教育用の電子教科書・教材に関するものであり、通常の紙の教科書と同様に、ただちに著作者の正当な利益を不当に害するとは考えていない。 しかし、現在国において電子教科書・教材の在り方に関する検討がなされていることから、その状況を注視するとともに、本提案についてさらなる検討・論点整理を行うので、必要に応じて再度協議をお願いしたい。	文部科学省から教科用図書ではない電子教材の著作権を制限することは困難であるとの見解が示されたことから、一旦協議を終了するが、自治体は、現在国において検討されている電子教科書・教材の在り方の状況を踏まえて、さらに検討を行った上で、必要に応じて次回以降に文部科学省と改めて協議を行うこと。	V
					2回目												